

令和 7 年11月21日
(農林水産省消費・安全局長・環境省自然環境局長決定)

令和 8 年度愛玩動物看護師法附則第 2 条第 1 号及び第 3 条第 2 項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定する講習会実施要領

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）附則第 2 条第 1 号及び第 3 条第 2 項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定する講習会（以下「講習会」という。）については、以下のとおり実施するものとする。

1 実施主体

講習会を実施する者（以下「実施者」という。）は、一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を含む。）であって、講習会を適切に実施することができるものとする。

2 実施時期

講習会は以下の時期に実施するものとする。

- (1) 法附則第 2 条第 1 号に規定する講習会は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの期間
- (2) 法附則第 3 条第 2 項に規定する講習会は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年10月31 日までの期間

3 指定の申請

講習会を実施しようとする者は、実施する講習会について農林水産大臣及び環境大臣の指定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載及び添付した申請書（様式 1）を農林水産大臣及び環境大臣宛てに提出すること。

申請書は、令和 7 年11月21日から令和 8 年 1 月23日までに提出すること。なお、令和 8 年度から新たに講習会を実施しようとする者は、令和 8 年 1 月23日まで、かつ、受講者の募集開始予定日の 3 か月前までに提出すること。

- ① 講習会の名称
- ② 講習会を実施しようとする者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先
- ③ 担当者連絡先
- ④ 講習会場の名称及び所在地（講習会をオンラインで実施する場合にあっては、その旨）並びに募集人数
- ⑤ 講習会のスケジュール及び受講者募集方法
- ⑥ 受講者から徴収する費用
- ⑦ 使用する教材

- ⑧ 講習会当日における受講者の本人確認の方法（講習会をオンラインで実施する場合にあっては、受講者が適切に講義を視聴したことを確認する方法）
- ⑨ キャンセルポリシー
- ⑩ 講習会の日程、科目名、内容及び担当講師の氏名
- ⑪ 科目を担当する講師の略歴
- ⑫ 講習会に要する経費の収支予算
- ⑬ 講習会アンケート（受講者からの評価の実施に関する書類）
- ⑭ 講習会を実施しようとする者の事業の実態等を知るための書類
- ⑮ その他必要に応じて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び環境省自然環境局総務課動物愛護管理室（以下「愛玩動物看護師担当課室」という。）が提出を求める書類

4 運営

講習会の実施に当たっては、次の項目に留意して運営するものとする。

- （１） 科目名、内容及び時間は、法附則第２条第１号に規定する講習会にあっては別表１、法附則第３条第２項に規定する講習会にあっては別表２に定める項目を満たすこと。
- （２） 講習会を受講しようとする者に対して、受講資格等の制限を設けないこと。また、愛玩動物看護師国家試験（以下「国家試験」という。）及び愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下「予備試験」という。）の受験対策を旨とする講習会ではないこと及び講習会を受講しても国家試験及び予備試験の受験資格が得られない場合があることを周知すること。
- （３） 国家試験と予備試験のいずれを受験するか、一般財団法人動物看護師統一認定機構による認定を受けた者（以下「認定動物看護師」という。）であるか等により、受験資格を得るための受講必須科目が異なることを周知すること。
- （４） 講習会の申込受付は、原則として次の方法で行うこと。
 - ① 先着順ではなく抽選で行うこと。
 - ② 定員を超過する申込みがあった場合は、キャンセル待ちの受付を行うこと。
 - ③ 定員に空きが生じた場合は、受講者の追加募集を行うこと。
- （５） 講習会の開催予定に関する情報（日時、場所等）は、農林水産省及び環境省のウェブページにて公表するが、講習会を実施しようとする者においても、農林水産大臣及び環境大臣の指定を受ける前から開催予定に関する情報を公表することは差し支えない。ただし、指定前においては、指定を受けられない可能性や日程等変更の可能性のあることを必ず明記すること。

- (6) 現に就労している者が円滑に講習会を受講することができるよう、講習会の会場等について、受講者の便宜に配慮すること。
- (7) 講習会に関する問合せ先及び問合せ方法をウェブページ等に明記し、講習会を受講しようとする者及び受講者に対して周知すること。
- (8) 講習会をオンラインで実施する場合には、次に掲げる事項に配慮すること。
- ① 受講者が講義内容について質疑できる機会を設けること。
 - ② 受講者側の通信環境が受講に適したものであるか、受講申込前に受講者自身で確認できるようにすること。ライブ配信を実施する場合は、実施者側の安定的な通信環境を確保すること。
 - ③ 実施者は、受講時の通信障害等のトラブルに対する照会窓口を設け、受講者に確実に周知すること。
- (9) 実施者は、講習会の課程を修了した受講者（以下「修了者」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した修了証明書（様式例）を書面又は電磁的方法により交付すること。
- ① 修了番号
 - ② 修了者の氏名及び生年月日
 - ③ 申請書に記載した講習会の名称、実施期間及び実施場所
 - ④ 交付年月日
 - ⑤ 実施者の名称
 - ⑥ 受講科目
- (10) 修了番号は、次により9桁で作成し、修了者ごとに固有の番号及び記号を付与すること。
- 開催年（西暦下2桁 ※開催年度ではないことに留意すること）＋別途愛玩動物看護師担当課室が指定する団体識別番号（1桁）＋講習会の受講科目（1桁）＋任意の連番（5桁）
- 講習会の受講科目（A～E）については、以下の分類から選択すること。
- （法附則第2条第1号の講習会）
- A：愛玩動物看護師の職責、獣医療及び愛護適正飼養分野の関連法規、診療の補助に関する技能、愛護・適正飼養に関する基本的な知識
- B：愛玩動物看護師の職責、獣医療及び愛護適正飼養分野の関連法規、診療の補助に関する技能、愛護・適正飼養に関する基本的な知識、業務の実践

（法附則第3条第2項の講習会）

- C：愛玩動物看護師の職責、獣医療及び愛護適正飼養分野の関連法規、診療の補助に関する技能、愛護・適正飼養に関する基本的な知識
- D：愛玩動物看護師の職責、獣医療及び愛護適正飼養分野の関連法規、診療の補助に関する技能、愛護・適正飼養に関する基本的な知識、業務の実践に必要な理論
- E：愛玩動物看護師の職責、獣医療及び愛護適正飼養分野の関連法規、診療の補助に関する技能、愛護・適正飼養に関する基本的な知識、業務の実践に必要な理論、業務の実践

- (11) 修了証明書を毀損し、又は紛失した修了者がいる場合には、当該修了者の求めに応じ、修了証明書を書面又は電磁的方法により再交付すること。

その場合は、氏名、生年月日、実施者の名称、講習会の修了年月日及び修了証明書の再交付を求める事由を記載した修了証明書再交付申請書（様式任意）により、修了者から実施者へ申請させること。

- (12) 実施者は、受講者の出席状況を把握し、出席状況の不良な者（講習科目を一部でも修めていない者）に対しては修了を認めないこと。なお、やむを得ない事情で講習会の一部又は全部を欠席した者に対して、同一の実施者による同一年度内の講習会における振替受講を認めることは差し支えない。

- (13) 実施者は、講習会期間中、月に1回以上、受講科目ごとの受講申込者数及び修了者数並びに愛玩動物看護師講習会アンケートのうち「（4）愛玩動物看護師試験の受験希望地（愛玩動物看護師試験の受験を希望しない者は居住地）」の集計結果について、愛玩動物看護師担当課室及び法第34条に規定する指定試験機関宛てに電子メールで報告すること。

- (14) 実施者は、講習会の終了日から1か月以内に次に掲げる事項を記載又は添付した講習会実施状況報告書（様式2。以下「報告書」という。）を農林水産大臣及び環境大臣宛てに提出すること。

- ① 講習会の名称
- ② 実施者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先
- ③ 担当者連絡先
- ④ 講習会指定年月日
- ⑤ 講習会場の名称、所在地（講習会をオンラインで実施した場合にあっては、その旨）、募集人数、受講者数及び修了者数
- ⑥ 受講者から徴収した費用
- ⑦ 講習会の日程、科目名、内容及び担当講師の氏名
- ⑧ 発行した修了証明書の修了番号、修了者の氏名（カナを含む）、生年月日及び

受講科目

- ⑨ 講習会に要した経費の収支決算
- ⑩ 講習会アンケート（受講者からの評価の実施に関する書類）

- (15) 修了証明書を交付した者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、講習会の終了日から10年間適切に保管すること。

5 講師

講習会の講師は、次のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 大学において、獣医学又は愛玩動物の看護、愛護若しくは適正な飼養に関する科目を担当する教員として概ね5年以上の職務経験を有する者
- (2) 法第2条第2項に規定する業務に必要な知識及び技能を修得させる養成所において、愛玩動物の看護、愛護又は適正な飼養に関する科目を担当する教員として、概ね5年以上の職務経験を有する者
- (3) 大学又は養成所において、動物学、畜産学等の生命科学系の科目を担当する教員として、概ね5年以上の職務経験を有する者
- (4) 研究機関若しくは行政機関の職員又は獣医師として概ね5年以上の職務経験を有する者

6 指定の取消し

講習会の実施者が1、2、4、5又は7（2）のいずれかの規定に違反したと認められるときは、農林水産大臣及び環境大臣は当該講習会の指定を取り消すことができる。

7 その他

- (1) 講習会を実施しようとする者は、3の規定による指定の申請に十分な余裕をもって愛玩動物看護師担当課室に相談すること。
- (2) 実施者は、講習会の実施を取りやめる場合又は講習会の内容に変更が生じる場合は、その旨を速やかに愛玩動物看護師担当課室に報告すること。
- (3) 3に定める申請書及び4（14）に定める報告書の送付先は、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課とすること。
- (4) 3の規定による指定の申請、4（11）の規定による修了証明書の再交付の申請及び4（14）の規定による報告書の提出（以下「申請等」という。）については、当

該各規定の定めにかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う場合において、本要領に基づき当該申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

[愛玩動物看護師担当課室]

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話： 03-3502-8111

E-mail： juiji@maff.go.jp

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話： 03-3581-3351

別表 1（附則第 2 条第 1 号の講習会）

科 目 名	内 容	時 間
愛玩動物看護師の職責	① 愛玩動物看護師法の概要 ② 獣医療倫理 ③ 動物看護者の倫理綱領 ④ 愛玩動物の福祉 ⑤ 動物病院における愛玩動物看護師の役割 ⑥ 愛護・適正飼養分野における愛玩動物看護師の役割	3 時間
獣医療及び愛護適正飼養分野の関連法規	① 獣医師法 ② 獣医療法 ③ 動物の愛護及び管理に関する法律 ④ その他関連法規の概要	3 時間
診療の補助に関する技能	① 採血の手順 ② 輸液（留置針の設置を含む。）の手順 ③ 輸液中の動物の管理 ④ マイクロチップの装着手順 ⑤ 心肺蘇生処置（気管挿管、人工呼吸、心マッサージ）の手順	7 時間
愛護・適正飼養に関する基本的な知識	① 人とペットとの共生のための生活環境の在り方 ② ペット関連産業の現状と課題	3 時間
業務の実践	① 愛玩動物看護師による薬物の取扱い ② 主な検体検査の手順 ③ 保定の基本的な原理・目的・方法 ④ 入院動物の管理・アセスメント ⑤ 徴候や疾患の理解と対処 ⑥ クライアントコミュニケーション・院内コミュニケーション ⑦ 動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育 ⑧ 災害危機管理と支援	10時間
合計		26時間

※ 認定動物看護師である者については、「業務の実践」の受講は要しない。

別表 2（附則第 3 条第 2 項の講習会）

科 目 名	内 容	時 間
愛玩動物看護師の職責	① 愛玩動物看護師法の概要 ② 獣医療倫理 ③ 動物看護者の倫理綱領 ④ 愛玩動物の福祉 ⑤ 動物病院における愛玩動物看護師の役割 ⑥ 愛護・適正飼養分野における愛玩動物看護師の役割	3 時間
獣医療及び愛護適正飼養分野の関連法規	① 獣医師法 ② 獣医療法 ③ 動物の愛護及び管理に関する法律 ④ その他関連法規の概要	3 時間
診療の補助に関する技能	① 採血の手順 ② 輸液（留置針の設置を含む。）の手順 ③ 輸液中の動物の管理 ④ マイクロチップの装着手順 ⑤ 心肺蘇生処置（気管挿管、人工呼吸、心マッサージ）の手順	7 時間
愛護・適正飼養に関する基本的な知識	① 人とペットとの共生のための生活環境の在り方 ② ペット関連産業の現状と課題	3 時間
業務の実践に必要な理論	① 動物薬理学の基礎 ② 動物行動学の基礎 ③ 動物栄養学の基礎（フードと栄養指導、疾患と栄養） ④ 動物看護過程の展開 ⑤ 臨床検査の基礎	4 時間
業務の実践	① 愛玩動物看護師による薬物の取扱い ② 主な検体検査の手順 ③ 保定の基本的な原理・目的・方法 ④ 入院動物の管理・アセスメント ⑤ 徴候や疾患の理解と対処 ⑥ クライアントコミュニケーション・院内コミュニケーション ⑦ 動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育 ⑧ 災害危機管理と支援	10 時間
合計		30 時間

※ 1 認定動物看護師であって修学歴のある者（動物看護に係る知識及び技能を修める大学又は動物看護師を養成することを目的とした養成所において、1 年以上動物看護に関する知識、技能について修学した者）については、「業務の実践に必要な理論」、「業務の実践」の受講を要しない。

※ 2 認定動物看護師であって修学歴のない者については、「業務の実践」の受講を要し

ない。

※3 国家試験又は予備試験の受験申請に当たって、大学又は養成所が発行した証明書（卒業証明書）等をもって修学歴の有無を確認することから、修学歴の証明書の発行の可否について、受講者自身で確認した上で受講内容を選択すること。